

(別紙 1 - 3)

第 1 水産資源

せたしじみ

第 2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において、近江大橋以北の琵琶湖については、2027年度までに、殻長 14 mm以上の生息密度を 2 個/m² (2010年から2012年の資源水準) に回復させる。また、近江大橋以南の琵琶湖及び瀬田川については、2027年度までに、殻長 18 mm以上の生息密度を 30 個体/m² (2019年～2020年の資源水準) に回復させる。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該水産資源を採捕する者に滋賀県漁業調整規則及び琵琶湖海区漁業調整委員会指示を遵守させるとともに、当該水産資源を採捕する者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表する。また、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。さらに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して資源評価の精度向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。